



コロナ支援

## ひとり親世帯に臨時特別給付金を支給します

窓 21・8034

新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を一人で担うひとり親世帯について、臨時特別給付金を支給します。

### ■給付の種類

#### 《基本給付》

- ▼給付の対象者Ⅱ次の対象者①  
③のいずれかに該当する方
- ①令和2年6月分の児童扶養手当が支給される方
- ②公的年金など（※1）を受給しており、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止される方（※2）で、平成30年中の収入額が児童扶養手当を受けられる水準を下回る方

※1 公的年金などとは、遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償などを言います。

※2 すでに児童扶養手当受給資格者としての認定を受けている方だけでなく、児童扶養手当の申請をしていけば、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止されたと推測される方も対象となります。

③新型コロナウイルス感染症の

影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

- ▼給付額Ⅱ1世帯5万円、第2子以降（※1）1人につき3万円

※1 対象となる児童は、児童扶養手当の支給要件を満たす児童になります。

#### 《追加給付》

▼給付の対象となる方Ⅱ基本給付の対象者①または②に該当する方のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少した方

- ▼給付額Ⅱ1世帯5万円
- 申請について  
対象者により申請の要否が変わります。

#### 《対象者①の場合》

- ・基本給付については8月11日に令和2年6月分の児童扶養手当を受給している口座に支給しました。

・追加給付については申請が必要

#### 《対象者②の場合》

・基本給付、追加給付ともに申請が必要

#### 《対象者③の場合》

・基本給付については申請が必要

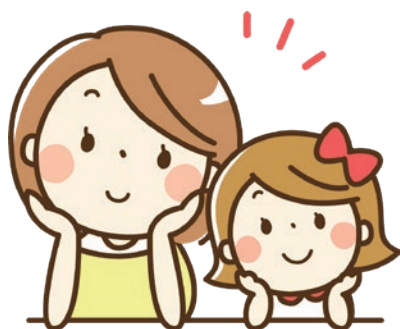
・追加給付については該当しません。

- ▼申請期限Ⅱ12月28日(月)

※支給時期や必要となる申請書の種類などの詳細は、市ホームページ内の「ひとり親世帯臨時特別給付金のお知らせ」をご覧ください。

#### 【問い合わせ】

伊奈庁舎こども課「ひとり親世帯臨時特別給付金」窓 21・8034（平日午前9時～午後5時）



コロナ支援

## 経営相談窓口を延長します

窓 58・2111（内線3102）

中小企業・個人事業主の皆さまへ

- 持続化給付金などの申請に困りですか

市では、経営相談窓口を毎週水曜日午後1時から開催しています。

茨城よろず拠点のコーディネートター（中小企業診断士、社会保険労務士など）が、無料で相談に応じます。

- ▼相談内容Ⅱ融資や家賃支援給

付金（国）、持続化給付金（国）、雇用調整助成金（国）、雇用

継続支援事業助成金（市）など申請書類の作成相談

- ▼開催日Ⅱ9月2日(水)～10月28日(水) 毎週水曜日 午後1時～午後5時
- ▼相談料Ⅱ無料
- ▼場所Ⅱ谷和原庁舎1階ロビー
- ▼申し込み方法Ⅱ事前に電話予約してください。



コロナ支援

## 事業継続支援助成金を給付します

窓 58・2111（内線3102）

中小企業・個人事業主の皆さまへ

- 国の給付金を活用し事業継続の支援に10万円

新型コロナウイルスによる影響を受け、国が行う「家賃支援給付金」を活用し、事業継続を図った、市内に事業所を有する事業者に対して10万円を助成します。

すでに家賃支援給付金の給付を受けた事業者も対象となります。

なお、申請する際には「いばらきアマビエちゃん」への登録が必須になります。

- ▼申請期間Ⅱ受付中
- ▼申請方法Ⅱホームページから申請様式をダウンロードし、必要事項を記入の上、添付書類を添えて郵送にて産業経済課まで申請してください。